

# 土木建築工事共通仕様書

八 幡 市

## 目 次

第1条	適 用	1
第2条	用語の定義	1
第3条	設計図書の照査等	2
第4条	請負代金内訳書及び工程表の提出	2
第5条	施工計画書	2
第6条	工事カルテ作成登録	2
第7条	監督職員	3
第8条	工事用地等の使用	3
第9条	工事の下請負	3
第10条	施工体制台帳	3
第11条	工事現場発生品	4
第12条	請負者相互の協力	4
第13条	工事の一時中止	4
第14条	設計図書の変更	4
第15条	工期変更	4
第16条	監督職員による検査(確認を含む。)及び立会等	5
第17条	数量の算出	6
第18条	工事完成検査	6
第19条	部分払検査	7
第20条	随時検査	7
第21条	部分使用	7
第22条	施工管理	7
第23条	工事現場管理	8
第24条	事故報告書	9
第25条	環境対策	9
第26条	文化財の保護	10
第27条	交通安全管理	10
第28条	官公庁への手続	10
第29条	施工時期及び施工時間の変更	11
第30条	工事測量	11
第31条	提出書類	11
第32条	特許権等	11
第33条	保険の付保及び事故の補償	12
第33条の2	建設業退職金共済制度の普及	12
第34条	跡片付け	12
第35条	現場代理人の要件	12
第36条	電子媒体に記録する工事写真等の取り扱い	12

(適用)

第 1 条 この仕様書は、八幡市の施行する土木建築工事の施工に必要な事項を定めたもので、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るものである。

2 土木工事において、共通仕様書に定めのない事項にあつては、別に定める特記仕様書、京都府土木工事共通仕様書及び京都府土木工事必携並びに京都府土木工事施工管理基準等によるものとする。なお、京都府の仕様書等中の「京都府」とあるものは「八幡市」に読み替える。

また、建築工事において、共通仕様書に定めのない事項にあつては、別に定める特記仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書等によるものとする。

3 前項中の仕様書等の間に相違がある場合には、請負者は、監督員に確認しなければならない。

(用語の定義)

第 2 条 監督職員、契約図書、設計図書、仕様書、指示、承諾、協議、提出、立会、段階確認、工事検査及び同等以上の品質とは、次の定義による。

(1) 監督職員とは、八幡市財務規則第91条に規定する監督職員をいう。

(2) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

(3) 設計図書とは、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(4) 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

(5) 指示とは、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

(6) 承諾とは、請負者が監督職員に対し、書面で申し出た工事の施工上必要な事項について監督職員が書面により施工上の行為に同意することをいう。

(7) 協議とは、契約図書の協議事項について、八幡市と請負者が対等の立場で合意し、結論を得ることをいう。

(8) 提出とは、請負者が設計図書に示された提出義務を履行することをいう。

(9) 立会とは、契約図書に示された施工の段階において、監督職員が臨場し、施工等の内容を把握することをいう。

(10) 段階確認とは、設計図書に示された段階又は監督職員の指示した施工等の段階及び材料について請負者の測定結果等に基づき監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。

(11) 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条及び第38条に基づいて、請負者が施工した工事目的物と設計図書とを照合して確認し、契約の適正な履行を確保することをいう。

(12) 同等以上の品質とは、品質について設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合には監督職員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質もしくは監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関の品質の確認のために必要となる費用は、請負者の負担とする。

(設計図書の照査等)

- 第 3 条 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。
- 2 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(請負代金内訳書及び工程表の提出)

- 第 4 条 請負者は、契約書第 3 条に従って「請負代金内訳書」及び「工程表」を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。

(施工計画書)

- 第 5 条 請負者は、工事着手前に契約書及び設計図書に基づき、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は、維持工事又は簡易な工事等においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
  - (2) 計画工程表
  - (3) 現場組織表
  - (4) 安全管理
  - (5) 指定機械
  - (6) 主要資材
  - (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
  - (8) 施工管理計画
  - (9) 段階確認、随時検査計画
  - (10) 緊急時の体制及び対応
  - (11) 交通安全管理
  - (12) 環境対策
  - (13) 現場作業環境の整備
  - (14) 再生資材の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
  - (15) その他
- 2 請負者は、施工計画の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- 3 監督職員が指示した事項について請負者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

(工事カルテ作成登録)

- 第 6 条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受

注時は契約後、土、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(連絡先) (財)日本建設情報総合センター 近畿地方センター

〒540-0037 大阪市中央区平野町2-1-9 シグナスビル5階

Tel 06-6949-3052 Fax 06-6949-3054

(監督職員)

第7条 契約書の規定に基づく八幡市が監督職員に委任した権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

2 監督職員がその権限を行使するときは、打合せ簿その他書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が請負者に対して口頭による指示等があった場合には、請負者は、その指示に従うものとし、後日書面により監督職員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

(工事用地等の使用)

第8条 請負者は、契約書第16条により、工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって、維持管理をするものとする。

2 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、請負者の責任で準備し、確保するものとする。

3 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者が借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないようにしなければならない。

4 請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに八幡市に返還しなければならない。工事完成前において、八幡市が返還を要求したときも同様とする。

5 八幡市は、第1項に規定した工事用地等について請負者が後日の義務を履行しないときは、請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して八幡市に異議を申し立てることができない。

(工事の下請負)

第9条 請負者は、建設業法第22条及び請負契約書第6条により、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(施工体制台帳)

第 10 条 請負者は、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。

2 請負者は、第1項に示す国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。

(工事現場発生品)

第 11 条 請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指定する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

(請負者相互の協力)

第 12 条 請負者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

(工事の一時中止)

第 13 条 八幡市は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(4) 第三者、請負者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合

2 八幡市は、請負者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3 前2項の場合において、請負者は、施工を一時中止する場合は、工事現場を保全しなければならない。

(設計図書の変更)

第 14 条 設計図書の変更とは、入札に際して八幡市が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、八幡市が修正することをいう。

2 請負者は、工事の完成の際には、出来形測量を行い、その結果及び設計図書に基づいて完成図を作成し、監督職員に提示しなければならない。

(工期変更)

第 15 条 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条

第3項、第21条及び第42条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と請負者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を請負者に通知するものとする。

- 2 請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において、工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
- 3 請負者は、契約書第19条に基づく設計図書の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
- 4 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合は、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
- 5 請負者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。また関連ある電力、通信、ガス、水道施設等の工事等関連工事が同時に施工される場合も、これら関係者と相互に協力しなければならない。

(監督職員による検査(確認を含む。)及び立会等)

- 第16条 請負者は、設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ立会に係わる事項(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に報告しなければならない。
- 2 監督職員は工事が契約図書のとおりに行われているかどうかの確認をするために、必要に応じて工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。
  - 3 監督職員による検査(確認を含む。)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、請負者の負担とする。
  - 4 監督職員による検査(確認を含む。)及び立会の時間は、八幡市の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。
  - 5 請負者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定により、監督職員の立会を受け、材料検査(確認を含む。)に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第31条規定する義務を免れないも

のとする。

- 6 段階確認は、次に掲げる各号により行うものとする。
  - (1) 請負者は、設計図書若しくは監督職員が指示した施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
  - (2) 請負者は、事前に段階確認に係る報告(種別、細別、予定時期等)を行わなければならない。
  - (3) 段階確認は請負者が臨場するものとし、請負者は、確認した箇所に係る八幡市が押印した書面を保管し、検査時に提出しなければならない。
  - (4) 請負者は、監督職員に被覆される工事の部分の調査ができるよう十分な機会提供するものとする。
- 7 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、請負者の費用負担で、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提出しなければならない。

(数量の算出)

- 第 17 条 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を自らの費用により実施しなければならない。
- 2 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(近畿地方整備局監修)及び設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。この場合、数量算出は、請負者の費用により行うものとする。出来形測量の結果は、設計図書の寸法に対し京都府土木工事施工管理基準を満足しなければならない。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
- 3 請負者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(工事完成検査)

- 第 18 条 請負者は、契約書第 31 条の規定により、工事完成届を監督職員に提出しなければならない。
- 2 請負者は、工事完成届を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
  - (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
  - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定により、監督職員の請求した改造が完了していること。
  - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を八幡市と締結していること。
- 3 検査員は、監督職員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査



を行う。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

#### (部分払検査)

第19条 請負者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。

2 請負者は、契約書第37条の規定による部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、工事出来高届及び工事出来高内訳書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3 検査員は、監督職員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4 請負者は、検査員の指示による修補については、前条第5項の規定に従うものとする。

5 請負者は、当該部分払検査については、第16条第3項の規定を準用する。

#### (随時検査)

第20条 随時検査は、設計図書において対象工事と定められた工事又は監督職員が指示した工事について実施するものとする。

2 随時検査は、設計図書において定められた段階又は監督職員が指示した段階において行うものとする。

3 随時検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、八幡市は請負者に対して随時検査を実施する旨及び検査日を事前に通知するものとする。

4 検査員は、監督職員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

5 請負者は、当該随時検査については、第16条第3項の規定を準用する。

#### (部分使用)

第21条 八幡市は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。

2 請負者は、八幡市が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合は、随時検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けなければならないものとする。

#### (施工管理)

第 22 条 請負者は、施工計画書に示される工程に従って施工し、施工管理をしなければならない。

2 請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において施工管理体制を確立しなければならない。

3 請負者は、土木工事にあつては京都府土木工事施工管理基準により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。

(工事現場管理)

第 23 条 請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日)、建築工事安全施工技術指針(平成7年5月25日建設省営監発第13号)及び建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

2 請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可をなくして流水及び交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日、建設省経建発第1号)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省大臣官房技術審議官通達昭和62年4月)を参考にして、工事に伴う騒音振動の発生を抑制し、生活環境の保全を図らなければならない。

5 土木建築工事に使用する建設機械の選定、使用については建設工事公衆災害防止対策要綱に規定しているが、設計図書により建設機械が指定されている場合には、請負者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機種がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

6 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

7 請負者は、豪雨、出水その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかななければならない。

8 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに立入禁止の標示をしなくてはならない。

9 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視を行い、常に安全確保につとめなければならない。

10 請負者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い安全対策を講じるとともに使用に先立ち監督職員に使用計画を提出しなければならない。

11 請負者は、工事現場の一般通行人の見易い場所に工事名、期間、事業主体名、工事請負者名、連絡先、電話番号及び現場責任者氏名を記入した大型の表示板を設置しなければならない。

12 請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、上下水道管理者、ガス管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

- 13 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。
- 14 請負者は、工事中における安全確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 15 請負者は、土木建築請負工事における安全、訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日）に基づいて、工事着手後、作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2) 当該工事内容等の周知徹底
  - (3) 土木工事安全施工技術指針及び建築工事安全施工技術指針等の周知徹底
  - (4) 当該工事における災害対策訓練
  - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- 16 請負者は、工事中周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、誠意をもって対処し、直ちに監督職員に報告しなければならない。
- 17 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

（事故報告書）

第24条 請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、速やかにその対応を実施し、事故報告書を監督職員が指示する期日までに監督職員に提出しなければならない。

（環境対策）

第25条 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関連法令及び仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- 2 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対して請負者は、誠意をもって対応しなくてはならない。
- 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を

果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提出しなければならない。

#### （文化財の保護）

第 26 条 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

2 請負者は、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、八幡市との契約に係る工事に起因するものとみなし、八幡市が当該文化財その他の埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

#### （交通安全管理）

第 27 条 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、又は汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。

2 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3 請負者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）及び道路工事保安施設設置基準（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

4 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。請負者は毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。

#### （官公庁への手続）

第 28 条 請負者は、工事施工期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保つとともに、関係官公庁及びその他の関係機関の法令等を遵守しなければならない。

2 請負者は、工事施工に当たり関係官公庁その他の関係機関への届出等を、請負者の責任と費用負担において、法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

3 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

(施工時期及び施工時間の変更)

第 29 条 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。ただし、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

(工事測量)

第 30 条 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また、請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

- 2 請負者は、測量標(仮BM)の設置にあつては、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
- 3 請負者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4 請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- 5 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は傷害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、八幡市の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなくてはならない。
- 6 本条で規定する事項については、請負人の責任と費用負担において行わなければならない。

(提出書類)

第 31 条 請負者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。ただし、これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。

(特許権等)

第 32 条 請負者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、八幡市と協議するものとする。

- 2 八幡市が引渡を受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規定される著作権に該当する場合は、当該著作物の著作権は八幡市に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が八幡市に帰属する著作物については、八幡市はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

(保険の付保及び事故の補償)

第 33 条 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなくてはならない。

2 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

(建設業退職金共済制度の普及徹底)

第 33 条 の 2 請負者は、中小企業退職金共済法に基づき、建設業退職金共済制度に加入し、当該工事で雇用する建設労働者にかかる必要な勤労者退職金共済機構の証紙を購入することとし、その発注者用掛金収納書を、工事請負契約締結後 1ヶ月以内に提出しなければならない。

2 請負者は、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を提示するとともに、工事完成時に建退共運営実績報告書を提出するものとする。

(跡片付け)

第 34 条 請負者は、工事の全部又は一部の完成に際しては、その責任と費用負担において、残材、廃物、木くず等を撤去し処分しなければならない。

(現場代理人の要件)

第 35 条 本工事の施工に当たっては請負契約書第 10 条に基づく現場代理人は主任技術者又は管理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。

(電子媒体に記録する工事写真等の取り扱い)

第 36 条 デジタル写真の取扱い及び電子媒体に記録する工事写真等の取り扱い等の取り扱いについては「八幡市デジタル写真管理基準」によるものとする。

附 則

この仕様書は、平成 8 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成 9 年 9 月 1 日から改訂する。

附 則

この仕様書は、平成 10 年 5 月 1 日から改訂する。

附 則

この仕様書は、平成 13 年 5 月 10 日から改訂する。

附 則

この仕様書は、平成13年8月27日から改訂する。

附 則

この仕様書は、平成14年1月1日から改訂する。

附 則

この仕様書は、平成16年4月1日から改訂する。

附 則

この仕様書は、平成16年7月1日から改訂する。

附 則

この仕様書は、平成17年8月1日から改訂する。

附 則

この仕様書は、平成27年4月1日から改訂する。